

◆1番（浅沼美弥子）皆様、こんにちは。1番、浅沼美弥子でございます。通告に基づき、公明クラブの会派代表質問を行います。

1、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成24年度補正予算）の活用について。国の平成24年度補正予算が1月26日に成立、過去2番目の規模となる大型補正予算で、歳出総額は13兆1,054億円、実施によって国民総生産、GDPを2%程度押し上げ、60万人の新たな雇用を生み出す効果が見込まれております。私ども公明党の山口代表は、昨年衆議院解散の直後から衆院選が終われば10兆円規模の補正予算を組み、速やかに実行すべきと提唱。その柱として、①、防災・減災ニューディールで景気の下支え、②、省エネルギー、再生エネルギーの普及拡大で未来をつくる、③、地域活性化等、地域と雇用を守るを訴えてまいりました。これは今回の緊急経済対策の重点3項目と重なります。また、公明党が昨年末に政府へ申し入れを行った際に掲げた重点項目の大部分が盛り込まれた補正予算となりました。あとは実行あるのみ。国民は決められない政治から脱却し、結果を出す政治を熱望しています。今こそ国と地方が一体となって、力強く日本経済再生への突破口を開き、日本再建を進めていきたい。

そこで、閣議決定後、公明クラブでは印西市においてもこの機会を捉え、地域の活性化、防災、減災対策の推進のため、今回の補正予算を最大限活用するよう、市当局また教育委員会等へ申し入れを行ってまいりました。そこで、国の補正予算の活用へ向けた検討について、現在の状況を伺います。

次に、2、北総線運賃問題について。昨年の市長交代後、北総線の運賃問題は今後どうなるのか、懸念の声があります。

そこで、(1)、市長の考え方。

(2)、現在の状況。

(3)、今後の対策について伺います。

次に、3、次世代育成支援について。これは3つの項目、8点について伺います。

(1)、障がいや発達のおくれなどがある子どもへの対応の充実について。

①、障がい児放課後対策事業。

②、特別支援教育。

③、子ども発達支援事業（子ども発達センター）。

④、児童デイサービス。この事業は、昨年の法改正により、根拠規定が児童福祉法に移り、再編されておりますので、療育事業ということでご答弁をお願いいたします。

次に、(2)、乳幼児に対する相談、健康診査の充実について。

①、育児支援家庭訪問事業。

②、健康診査。

(3)、児童生徒の健康づくりと心のケアの推進について。

①、スクールカウンセラー等専門職の活用。

②、情報提供、思春期保健教育等教育部門と福祉部門との連携。

4、障がい者施策について。

(1)、障害者優先調達推進法への対応。この法律は、自民、公明が2008年に提出し、政権交

代で廃案となったハート購入法案をほぼ踏襲した内容となっております。昨年6月成立し、本年4月から施行されます。国と独立行政法人等に対して、障がい者が就労施設でつくった製品の購入や清掃などの業務委託を優先的に行うよう義務づけるとともに、地方公共団体に対しても障害者施設の受注機会の増大を図るよう努めることを求めています。障がい者の方々の自立就労支援の観点からの積極的取り組みに期待したいところです。対応をお伺いいたします。

(2)、おむつの給付事業。

5、市政情報の共有化の推進について。

(1)、情報提供の充実、くらしの便利帳の更新。

(2)、シティーセールスの推進。

6、環境施策について。

(1)、大気汚染の監視、PM2.5の測定調査。中国の大気汚染に伴って、日本にも飛来している微小粒子状物質であるPM2.5は、呼吸器の奥まで入り込みやすく、肺がんやぜんそくなどの健康被害を引き起こすことから、懸念の声が広がっております。千葉県は、ホームページ上にPM2.5に関する情報を集めたページを掲載、印西市も測定調査を県のホームページにリンクする形で公表しています。この問題は、通告した2月8日からこの1カ月間の間に国の動きも大きく進んでまいりました。昨日には県主催の説明会が行われたと伺っておりますので、最新の状況についてお伺いいたします。

次に、(2)、天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車等の低公害車の導入促進。公明クラブでは、これまで低公害車導入促進について、また昨年3月議会会派代表質問では、電気自動車普及のために充電設備の設置促進等について取り上げてまいりました。

そこで、①、公用車への導入状況はどうなっているか。

また、②、市民、事業者への導入促進策を伺います。

最後に、7、命のボランティア(骨髄ドナー)助成制度の創設について。白血病や再生不良性貧血などの血液の難病に苦しむ患者への有効な治療法の一つが造血幹細胞移植です。移植を必要としている患者は年間2,000人以上とされています。一方、この治療法は白血球の型が一致した骨髄や臍帯血を提供してくれる人、ドナーがいないとできません。しかし、兄弟、姉妹間でも4分の1、他人では数百から数万分の1の確率でしか型が一致しないため、広く一般からドナーを募るバンクが21年前に誕生いたしました。公明党は設立を強く推進し、設立後も骨髄移植の診療報酬の引き上げなど、バンクの安定運営と患者負担の軽減に尽力してまいりました。また、機関紙、公明新聞には15年以上、骨髄バンク、ドナー登録を呼びかける協賛広告を毎月2回以上掲載し続けています。ドナーの登録現在数は約41万人、毎年1,200例以上もの移植が行われるようになりました。このように移植を望む患者の95%にドナー候補が見つかるまでになりましたが、実際患者への移植率は6割程度にとどまっております。その理由の一つに、仕事を休まなければならないなど経済的な負担が挙げられております。やっとドナーが見つかったのに、移植できない患者を一人でも減らせないか。そこで、命のボランティアである骨髄ドナー助成制度の創設の考えはないかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

◎市長(板倉正直) 公明クラブ、浅沼美弥子議員の会派代表質問に対し答弁いたします。3の(1)、②及び(3)については教育長から、その他については私から答弁をいたします。

1、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策、平成24年度補正予算の活用についてお答えをいたします。国の平成24年度補正予算につきましては、いわゆる15カ月予算の考え方で大型補正予算と平成25年度予算を合わせ、切れ目のない経済対策を実行するため、復興・防災対策、成長による富の創出、暮らしの安心・地域活性化の3分野を重点として、日本経済再生に向けた緊急経済対策が本年1月11日に閣議決定され、2月26日可決されたところでございます。

このような状況を受け、今回の国の補正予算に伴い、市が実施する事業といたしまして、理科教育の振興を図るための理科教育設備の整備、通学路等の交通安全対策及び市道00—026号線延伸区間道路整備事業がございまして、通学路の交通安全対策につきましては、先ほど議決をいただきましたところでございまして、理科教育設備の整備と市道00—026号線延伸区間道路整備事業につきましては、本会議における補正予算といたしまして追加上程させていただきたいと考えております。

また、国の平成24年度補正予算における経済対策で追加される公共投資の地方負担が大規模なことから、地方の資金調達に配慮するとともに、地域経済の活性化と雇用の創出を図るため、地域の元気臨時交付金が創設されました。この交付金を活用して公共事業等を実施することにより、地方の負担軽減が図られることから、交付金を活用しての事業につきましては、4月以降の新年度における補正予算といたしまして、上程したいと考えております。

2、北総線運賃問題について、(1)、市長の考え方についてお答えをいたします。北総線の運賃問題につきましては、この解決が市の発展につながるものと認識をしておりますので、同様の問題を共有する白井市との連携を密にし、千葉県や沿線市とも共通理解を図り、まとまっていくことが重要であると認識をしております。

次に、(2)、現在の状況についてお答えをいたします。北総線の運賃値下げに係る合意に基づき、市といたしましては、合意事項である補助金を北総鉄道株式会社に交付するとともに、北総線運賃問題対策協議会として千葉県沿線市の担当者も含めた勉強会を開催し、北総鉄道株式会社の経営状況等について共通理解を図っているところでございます。

次に、(3)、今後の対策についてお答えをいたします。今回の運賃値下げの合意期間は平成26年度までとなっており、現行の支援期間終了後については、北総鉄道の経営状況を勘案し、安定的な運賃体系が維持できるよう、関係者間で協議することとなっておりますので、先ほど申し上げました勉強会等で千葉県や沿線市と共通理解を図りながら、まとまっていくことが重要であると認識をしております。

3、次世代育成支援について、(1)、障害や発達のおくれなどがある子どもへの対応の充実についての①、障害児放課後対策事業についてお答えをいたします。障害児放課後対策事業につきましては、市独自の事業、クリオネクラブとして障害児福祉の向上及び障害児の保護者の負担軽減を目的として行っております。業務の内容といたしましては、学校放課後及び夏休み等、長期休暇期間中の障害児が安全に過ごす場の提供のほか、生活指導などを行っているものであります。対象者は、小学生から特別支援学校の高校生までを対象としておりまして、現在40人が利用登録をされております。

次に、③、子ども発達センター相談事業についてお答えをいたします。子ども発達センターでは、心身の発達におくれのある子どもや支援を必要とする子どもの保護者からの相談に対応し、相談事業や療育事業を実施しております。子ども発達センター相談事業につきましては、子どもの育成や発達の心配について専門職が相談を受け、アドバイスを行うものです。内容といたしましては、保健師による保護者との受理面接、心理相談員による発達相談、小児神経科医による小児神経相談、言語聴覚士による言語視聴覚相談、理学療法士による運動発達相談、作業療法士による作業療法相談があります。また、保健センターや市内保育園、幼稚園からの依頼を受け、巡回相談や親子教室を実施し、今後の支援の方向性について検討し、保護者へ適切なアドバイスを行っているものです。

次に、④、子ども発達センター療育事業についてお答えをいたします。子ども発達センターでは、利用者に対し、児童福祉法に基づく児童発達支援としまして、療育事業を実施しております。療育事業ではグループ指導と個別指導を行っており、グループ指導は週4日、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応指導と月2回社会生活におけるルールの理解やコミュニケーション能力を促すための指導を実施しております。個別指導は月2回、言語発達やコミュニケーション能力向上のための言語指導と歩行や座位保持などの運動発達を促すための運動発達指導を実施しております。また、保護者支援としまして、年1回、保護者学習会と就学相談会、月1回、保護者交流会を実施するなど、保護者に対しても支援を行っているところでございます。

次に、3の(2)、乳幼児に対する相談、健康診査の充実についての①及び②についてお答えをいたします。①の育児支援家庭訪問事業について、現在本市では生後4カ月までの新生児及び乳児と産婦を対象に、助産師または地区担当保健師が訪問等による育児支援に努めているところでございます。平成24年度について、12月末までの実績といたしましては、出生児589人に対し、転出者4人を除く570人訪問を実施、また出産後の親元への里帰りなどによる訪問未実施者については、対象者との日程調整を図るなどにより訪問を行っております。

次に、②の健康診査につきましては、1歳6カ月児健康診査、2歳児歯科健診及び3歳児健康診査について各保健センターにより集団健診として実施し、それぞれの健診では子どもの異常の早期発見のみならず、子育てによる親への支援が重要な要素であるため、個別による面接等、慎重に行うよう配慮しております。また、健診実績について、平成24年度について、平成25年1月末までの状況を申し上げますと、1歳6カ月児健康診査は対象者680人に対し、受診者647人、受診率95.1%、2歳児歯科健診は対象者540人に対し、受診者439人、受診率81.3%、3歳児健康診査は対象者715人に対し、受診者656人、受診率91.7%でございます。

なお、未受診者に対しましては、各健診とも受診勧奨はがきの送付や電話による状況把握、または家庭訪問等を実施しております。乳幼児健診事業を通して、今後も子どもの健やかな成長発達と保護者の支援に努め、母子健康の向上を図るよう指導してまいりたいと考えております。

4、障害者施策について、(1)、障害者優先調達推進法への対応についてお答えをいたします。障害者優先調達推進法は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律として昨年6月に公布され、本年4月1日より施行されるものでございます。この法律は、障害者就労施設等が供給する物品等の需要の増進を図り、障害者の就労による経済的自立を促進することを目的に、国や地方公共団体等が障害者就労施設等から優先的に物品等を調達

するために必要な措置を講ずるため制定されたものでございます。この法律の施行に伴う取り組みとしては、障害者就労施設等の受注機会の確保を図るため、毎年度物品等の調達方針を作成し、市町村の区域の障害者就労施設が供給する物品等の調達目標を定め、調達の実施を行い、年度終了後にその実績を公表することとされているものでございます。また、公契約における障害者の就業を促進するための措置等として、競争参加資格を定めるに当たっては法定障害者雇用率を満たしている事業者や障害者就労施設等から相当程度の物品等を調達していることに配慮するなど、障害者の就業を促進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとされているところでございます。市におきましても障害者就労施設等の受注機会の拡大を図っていくため、今後国で策定される基本方針に基づきまして、調達方法の策定等を行ってまいりたいと考えております。

次に、(2)、おむつの給付事業についてお答えをいたします。障害者に対するおむつの給付については、印西市日常生活用具給付事業として実施しております。給付の対象となる方は、介護保険法により給付等を受けられる者を除く人工肛門または人工膀胱造設者で、設置部位の著しい変形等により、ストーマ装具の使用が困難な者、3歳以上で高度の排便もしくは排尿機能障害を有する者、また脳性麻痺など生まれつきの運動機能障害かつ意思表示困難者となっております。

5の市政情報の共有化の推進についての(1)、情報提供の充実、くらしの便利帳の更新についてお答えいたします。くらしの便利帳につきましては、平成22年11月に株式会社サイネックスと協定を結び、官民協働事業により3万5,000部を発行し、市内全世帯に配布するとともに、残部を印西市へ転入される皆さんへ配布してまいりました。発行から2年が経過したため、残部も底をつき、転入者の皆様には市で作成した概要版を配布していることや、行政情報の一部も変更されていることから、平成25年度に改訂版を作成し、市内全世帯に配布するとともに、印西市へ転入される皆様へ配布したいと考えております。この作成に当たっては、前回の協定に基づき、株式会社サイネックスと協働で行う予定でございます。

なお、最近のくらしの便利帳につきましては、発行と同時にインターネットで閲覧できるウェブ版も公開されるようになっておりますので、市外にお住まいの方にも印西市の市政情報を知っていただけると考えております。

次に、(2)、シティーセールスの推進についてお答えをいたします。今後急速な高齢化による社会保障関係経費など財政負担の増加や地域活力の低下、また千葉ニュータウン事業の収束など市を取り巻く環境が大きく変わってまいります中で、財源確保による歳入増や地域経済の活性化を図っていくことは、これからも安定的で市民ニーズに応えられるまちづくりを進めていくための重要な課題であると認識をしております。そういった中で、これまで以上に人口誘導や企業誘致を推し進めていくためには、より戦略的なシティーセールスの展開が必要であると考えており、今後市内はもとより、市外の方や企業にも市の魅力等を積極的にセールスしていくためにも、先進自治体の事例をよく研究しまして、その手法等について検討してまいりたいと考えております。

次に、6、環境施策についての(1)の大気汚染の監視、PM2.5の測定調査についてお答えいたします。PM2.5の測定調査は、県内では千葉県及び大気汚染防止法上の政令市である千葉市、船橋市、柏市、市川市、松戸市、市原市が行っており、市内では千葉県が高花測定局を設置し、行っております。測定結果といたしましては、市のホームページからも確認できるよう、千葉県のホームページにリンクしているところでございます。

PM2.5 への対応につきましては、2月 27 日に国において注意喚起を行う暫定的指針が作成され、千葉県におきまして、注意喚起の発信方法などの具体的な運用について検討され、昨日の会議において示されました。千葉県における具体的な対応につきましては、高花測定局を含む県内の一般環境大気測定局 29 局において、午前5時、6時、7時までの1時間値が日平均値 70 マイクログラムパー立方メートルに対応する1時間値 85 マイクログラムパー立方メートルを2局以上で超えた場合には、午前9時をめぐり高濃度になるおそれがある旨の注意喚起を県内全域に対して 11 日から行う予定となっております。市におきましては、県からの連絡に基づき、光化学スモッグ注意報発令と同時に各出張所に保健センター等の出先機関、保育園、幼稚園、小・中学校、学童保育施設並びに消防その他の関係機関にファクスにて連絡するとともに、防災無線、防災メール及びホームページ等を活用し、市民に対し、周知できるよう対応してまいります。発信内容につきましては、呼吸器系、循環器系の疾患がある方、子どもや高齢者は特に注意し、外出はなるべく避け、屋外での長時間の激しい運動を控えるとともに、窓の開閉や換気などは必要最小限に抑えるなどでございます。市としましては、千葉県や関係機関と連携し、適切な情報提供等に努めてまいります。

次に、(2)、天然ガス自動車、電気自動車、ハイブリッド自動車等の低公害車の導入促進の①、公用車への導入についてお答えをいたします。低公害車の普及は、地球温暖化対策や地球環境対策の観点からも重要な課題であると考えており、市は公用車の買い換えをする場合、車両の利用形態を考慮した上で、できる限り排気量の小さい車やハイブリッド車等の環境性能のすぐれた自動車の購入に努めているところでございます。公用車における低公害車の導入の状況でございますが、市で使用している公用車はリース車両も含め全部で 212 台でございますが、このうちハイブリッド自動車を9台使用しているところでございます。天然ガス自動車や電気自動車につきましても環境性能が高く、導入効果が期待できると認識はしておりますが、導入経費や燃料等、供給施設の普及等の状況を踏まえ、今後検討していきたいと考えているところでございます。

次に、②、市民、事業者への導入促進についてお答えいたします。国においては、補助金の交付や税金の減免をするなど、大気汚染の改善や地球環境温暖化防止のため、大気汚染物質の排出が少ない低公害車の普及を促進しております。また、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車を普及させるためには、充電施設の整備等が重要であり、充電設備の設置に対する補助金の交付等の事業、次世代自動車充電インフラ整備促進事業を実施し、さらなる普及促進を図ろうとしているところでございます。そのほか、最近では電気自動車が大容量の蓄電池を搭載していることから、夜間に充電した電気を昼間使用することにより、電気の需要の平準化に役立つことや、停電時や災害時などの電力源としても利用できるなど、その利用方法が注目されております。これらのことから、低公害車を取り巻く動向を注視しつつ、他市の事例等も参考にしながら、導入促進策について検討してまいりたいと考えております。

7の命のボランティア、骨髄ドナー助成制度の創設についてお答えをいたします。議員ご提案のドナー助成制度は、新潟県加茂市を例に挙げますと、骨髄移植推進財団が実施しております骨髄バンク事業において、当該事業のドナーとなった市民に対し、骨髄ドナーを提供するために要する通院または入院等を行った場合、1日につき2万円を支給しております。より多くの骨髄等提供希望者が普及することを目的に、全国では当該加茂市を含め、5つの自治体が独自の施策として

実施しております。当市といたしましては、今後先進地の事例等を参考に検討してまいりたいと考えております。

3の(1)、②及び(3)については、教育長から答弁をいたします。

◎教育長(大木弘) 3の(1)、障害や発達のおくれなどがある子どもへの対応の充実についての②、特別支援教育についてお答えいたします。

市内小・中学校においては、軽度の障害や発達のおくれなど特別な支援が必要な児童生徒のために特別支援学級を設置しております。本年1月末現在の市内の特別支援学級設置校及び在籍者数でございますが、知的障害特別支援学級は小学校 17 校で 56 名、中学校8校で 26 名、合計 25 校で 82 名となっております。

次に、自閉症・情緒障害特別支援学級は小学校 15 校で 46 名、中学校7校で 15 名、合計 22 校で 61 名となっております。

また、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障害の特性に合わせ、特別な場で指導を行う言語通級指導教室がございます。この言語通級指導教室は、大森小学校と内野小学校に設置されており、市内の各小学校から通級している児童は大森小学校において 13 名、内野小学校においても同じく 13 名でございます。

市教育委員会では、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に、よりきめ細やかな支援を行うために、特別支援学級介助員及び通常学級指導員を配置しております。また、小・中学校においては、特別な支援を必要とする児童生徒のために、全校的な支援体制のもとで一人一人への適切な指導及び必要な支援に努めているところでございます。

次に、(3)、①のスクールカウンセラー等専門職の活用についてお答えをいたします。学校における教育相談活動の充実を図るため、市内全中学校に1名ずつスクールカウンセラーが配置されており、年間 186 時間、1 週当たり6時間の勤務形態となっております。スクールカウンセラーは、児童生徒や保護者の希望者に対してさまざまな悩みの相談、心の問題の解消のためにカウンセリングを行うとともに、教職員に対して教育相談に関する指導援助を行っております。また、学区の小学校からの相談依頼や家庭訪問が必要な場合にも対応しております。今年度は 12 月末までに延べ 1,214 件の相談がございました。さらに、家庭教育学級や保護者会等での啓発活動、教育相談研修会の講師、ケース会議での助言等を行っていただいております。

続きまして、②の情報提供、思春期保健教育等教育部門と福祉部門との連携についてお答えいたします。現在育児放棄、児童虐待など家庭や家族関係に起因する問題に対しては、子育て支援課と指導課において連携を図り、対策を講じるために定期的な検討会議を実施し、協力して対応しております。また、医療的ケアを必要とする児童生徒につきましては、乳幼児期からのかかわりの深い健康増進課と指導課の連携を図り、適切かつ長期的な支援を講じることができるよう、家庭、医療機関等とも情報を共有しているところでございます。

以上でございます。

○議長(金丸和史) 浅沼美弥子議員の質問の時間ですが、ここで休憩したいと思います。

午後1時まで休憩します。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、一問一答で再質問を行わせていただきます。

1番、国の日本経済再生に向けた緊急経済対策の活用についてでございます。地域の元気臨

時交付金についてご答弁いただきましたが、この交付限度額の提示はいつごろか等、今後のスケジュールについてお伺いをいたします。

◎企画財政部長(高島一郎) お答えいたします。

国が示しておりますスケジュールによりますと、交付限度額の提示につきましては、補正予算成立から提示までおおむね2カ月ほど見込まれております。5月上旬になると思われています。その後、各地方公共団体において実施計画等を作成いたしまして、提出後、交付金の内示、交付決定となる見込みでございます。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 次に、事業計画を立てなくてはならないということになっておりますけれども、公明クラブではこれまで道路橋の長寿命化、また学校施設の非構造部材の耐震化、また通学路の安全対策、省エネ対策、農業新規就業支援、また子育て支援等々、さまざまな質問を行ってまいりました。また、ほかの会派、議員からもたくさんの提案がなされております。今後どのような事業を視野に入れているのかお伺いいたします。

◎企画財政部長(高島一郎) お答えいたします。

どのような事業を視野にしているかということでございますが、いまだ交付限度額や対象事業が具体的に示されておりません。そのことから、現在は情報収集に努めながら、迅速な対応が図られるよう検討してまいりたいと、このように考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 今回の元気交付金はしっかりともらって使っていただきたいと思うのですが、今回の緊急経済対策、閣議決定してからさまざまな自治体ではどんなものが該当するかということで、もう必死になって皆さん、いろいろ問い合わせ等をしてやってきたようでございます。印西市としては3,000万円ほどついたということで、白井市なんかは4億6,000万円でしたか、7,000万円でしたか、そのぐらい。それで、鎌ヶ谷市につきましては27億円以上ついているということでございまして、たまたまいろいろな学校の耐震化が印西市は全部終わっていますし、そういったこともあるでしょうけれども、本当に必死になって獲得のためにやってくださったのかなというのが、額を見るとちょっと心配なような気がいたしました。市長は、今回の閣議決定後、職員にどのような指示をされたのかお伺いしたいと思います。

◎市長(板倉正直) お答えいたします。

必要な事業でございますので、できるだけ頑張るようということで指示をいたしました。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、2番、北総線運賃問題について移ります。

(1)、市長の考え方での再質に移ります。市長に就任をしてから、目立った動きがないようだという声が聞かれますが、どのような活動を行ってこられたのか伺います。

◎市長(板倉正直) お答えいたします。

市長就任後は、昨年8月の臨時総会で北総線運賃問題対策協議会の会長に私が就任をいたしました。この臨時総会において、北総鉄道株式会社の経営状況や利用状況等を検証するために、協議会の幹事である担当課長を中心に勉強会を行っていくことを確認いたしました。このことから、千葉県沿線市の担当者も交え、北総鉄道株式会社に関する勉強会を昨年10月、11月、さらに今年1月に開催しております。また、昨年12月に開催いたしました臨時総会では、平成25年度の活動方針といたしまして、北総鉄道株式会社の経営状況や将来の経営予測等を



検証するため、民間シンクタンクへ業務を委託することを承認をいたしました。今後とも白井市と連携を図りながら、千葉県や沿線市とも連携し、北総線の運賃問題に取り組んでいくとともに、北総線の利用促進についても取り組んでまいりたいと、このように考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 白井市及びその他の自治体との連携について伺います。

◎市長(板倉正直) お答えいたします。

現在北総線運賃問題対策協議会を中心に、千葉県沿線市の担当で北総鉄道株式会社の経営状況や補助金の効果等を検証するための作業を進めておるところでございます。この検証を進め、北総線の運賃問題について千葉県沿線市が共通理解を深め、まとまって取り組んでいくことが重要であると認識をしております。

◆1番(浅沼美弥子) 市長になられましてから、議会の議員だったときと、かなり市長はチェンジということでおっしゃっておりますので、改めまして伺いたいのですが、通学定期の助成支援に移行したことをどのように評価をなさっているのか伺います。

◎市長(板倉正直) お答えいたします。

合意前に実施しておりました通学定期助成に比べ、現在の合意による運賃値下げでは、印西市の負担額が軽減されたことに加えまして、住所証明書が不要になったこと、通学定期助成では購入できなかった通学定期のパスモでの購入ができるようになったこと等、利用者の負担軽減と利便性の向上が図られたものと認識をしております。また、東京電機大学や印旛明誠高校への通学者の利便性向上にも寄与しているものと認識をしております。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、(2)の現在の状況について伺います。

北総線運賃問題対策協議会の活動状況について伺います。

◎市長(板倉正直) お答えいたします。

昨年8月に開催されました臨時総会で、私が会長に就任いたしました。その後、3回の勉強会を経て、昨年12月に開催いたしました臨時総会において、平成25年度の活動方針を決定し、北総鉄道株式会社の経営状況や将来の経営予測等を検証するために、民間シンクタンクへの業務委託について承認を得たところでございます。

また、両市の議長から、印西市、印旛村、本埜村の合併により協議会を構成するメンバーが減ってしまったという指摘がありました。さらに、北総線の運賃問題については大きな課題であり、今後ともさまざまな視点から議論していくことが必要であることから、委員の増員について提案がございました。その結果、平成25年度より執行部側から1名、議会側から1名をそれぞれ増員することの承認を得たところでございます。

◆1番(浅沼美弥子) 民間シンクタンクへの業務委託の目的等について伺います。

◎市長(板倉正直) お答えいたします。

北総鉄道株式会社の経営分析、将来の経営予測等について客観的なデータ等を把握してまいりたいと考えております。ここで得られた結果につきましては、北総鉄道運賃問題対策協議会だけでなく、千葉県や沿線市とも共有することで、関係自治体が共通認識を持って北総線の運賃問題に取り組んでいけるようにしてまいりたいと、このように考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 中央駅北地区を中心にいたしました北総線利用者の負担軽減を求める署名について、市としての見解と対応をお伺いいたします。

◎市長(板倉正直) お答えをいたします。

ご指摘の署名につきましては、北総線を利用される市民の皆様がこの合意期間終了後も少なくとも現行の値下げされた運賃体系の維持を切実に望んでおられるものと認識をしております。署名は利用者である市民が北総線の運賃問題に対し、対外的に意思を示す有効な手段でありまして、自主的に取り組まれたことは大変意義のあることであると考えております。市といたしましてもこの署名活動の動向を注視していくとともに、引き続き千葉県や沿線市と連携し、北総線の運賃問題に取り組んでまいりたいと、このように考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 北総線運賃問題にかかわる裁判の状況を伺います。

◎市長(板倉正直) お答えいたします。

現在北総線に関する裁判といたしまして、白井市長の専決処分に対する住民訴訟と国土交通省を相手とする2つの裁判が行われているものと認識をしております。両裁判とも、この3月に専決処分に関しては千葉地方裁判所で、国土交通省を相手とするものは東京地方裁判所でそれぞれ判決が言い渡される予定とのことですので、この判決内容について注視してまいりたいと、このように考えております。

◆1番(浅沼美弥子) (3)、今後の対策の再質問に移ります。

消費税増税これからされるわけなのですが、予定なのですが、このときに運賃アップにつながる可能性についての見解をお伺いいたします。

◎市長(板倉正直) お答えいたします。

消費税の変更に伴います運賃の変更につきましては、北総鉄道株式会社では明確には示しておりませんが、その可能性は否定できないものと認識をしております。市といたしましては、この点につきましても北総線運賃問題対策協議会を中心に千葉県、沿線市と連携をし、勉強会等の場で確認してまいりたいというように考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 市長の補助金の継続についての態度が選挙中、その後を見まして曖昧ではないかというご指摘があります。印西市としては、平成27年度以降も継続するおつもりはあるのか伺います。

◎市長(板倉正直) お答えいたします。

私といたしましては、これまでも申し上げておりますように、現在の合意につきましては、千葉県、沿線市、鉄道事業者の関係者全員が合意し、実現したものでございますので、平成26年度まではこの枠組みを尊重し、合意事項を履行していくべきものと認識をしております。

平成27年度以降につきましては、北総鉄道の経営状況を勘案し、関係機関と協議すると合意書に示されております。私といたしましては、現在の合意に基づく北総線の運賃値下げには必ずしも満足するものではありませんが、先ほども申し上げましたように、合意前に実施した通学定期助成に比較し、利用者の利便性の向上等に寄与しているものと認識をしておりますので、この点も含めまして、今後関係者間で協議を進めていくべきものと、このように考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 最後に、お伺いいたします。

国土交通大臣への陳情を行う考えはありますか。

◎市長(板倉正直) お答えをいたします。

現在の合意に関しましては、国土交通大臣に対し、千葉県、沿線市がまとまって要請を行った

ことで実現できたものと認識をしております。議員ご提案の国土交通大臣への陳情は、平成 27 年度以降の北総線の運賃値下げに向けた有効な活動の一つであると認識をしております。印西市といたしましても陳情活動にも活用できるよう、業者の動向、沿線市の状況等の把握に努めてまいりたいと、このように考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 3番、次世代育成支援について、(1)、障害や発達のおくれなどがある子どもへの対応の充実についての①、障害児放課後対策事業の再質に移らせていただきます。

平成 24 年、昨年4月ですけれども、法律が変わりまして、根本法が変わったということで事業の再編がされております。この法改正によって、障害児放課後対策事業に影響があったのかどうか、その点について伺います。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

法律改正による影響でございますが、サービス面あるいは負担面等で変わった点は特にございません。

◆1番(浅沼美弥子) こちらの事業について、待機の子どもたちが断られる事例というのはないのでしょうか。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

待機や断られる事例ということでございますが、現在の利用者登録の状況におきましては、待機や利用をお断りする事例はございません。

◆1番(浅沼美弥子) ②の特別支援教育についてです。言語通級指導教室への通学は、親が付き添っている状況です。通学バスの利用が今後可能か研究していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

言語通級の指導を受けております児童は週に1時間ないし2時間、個別指導を言語通級指導教室において受けております。指導を受ける時間が一人一人異なっておりますため、スクールバスでの送迎については難しい状況があらうかと考えております。現在在籍校での授業時間の確保や安全面を考慮して、保護者の送迎を原則としております。

なお、保護者がいろいろな都合で送迎ができないような場合には、授業の振りかえを行うなど柔軟に対応しているところでございます。今後も児童、保護者のニーズに応じて対応を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 答弁で児童、保護者のニーズに応じ、対応を検討するとのことでした。今後親が付き添うことができないがために通学を断念している児童がいないか、ニーズを丁寧に把握し、対応するよう求めたいと思います。

次に、印西市でも難聴児に対しての補聴器購入に助成する事業が 24 年度から始まっております。どのような障害があっても、支え合って地域で安心して暮らせる社会へ向かわなくてはなりません。難聴児への対応につきましては、FM補聴と言われる方法や集団補聴器、磁気ループと呼ばれるものなど、学校施設の補聴設備を整備する対策をとっている自治体もあります。今後必要に応じては、そのような対応も必要かと思いますが、いかがでしょうか。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

学校施設の補聴設備につきましては、これまでのところ、整備を必要とする児童生徒が就学する事例はございませんでした。しかしながら、今後その必要性がある場合には、十分調査、検討を重ね、学習環境の整備を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 今後医療等との連携で作業療法士等の派遣など、きめ細やかな療育を行うことで、障害があっても地域の学校でみんなと一緒に学べるように対策を講じていく必要があると思いますが、ご見解を伺います。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

児童生徒に医療的ケアが必要な場合は、主治医、そして学校医と連携を図りながら、個別対応をしている状況がございます。医療との連携によるきめ細やかな対応のあり方につきましては、今後個別対応の中で検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 主治医や学校医で解決できない事例があっても、すぐに対応できる仕組みづくりというのは検討しておくべきではないかと思えます。今後当事者であります障がい者や、また関連団体等の声をしっかりと酌み上げていくことが求められてくると思えます。まずはそういった取り組みに期待をいたしまして、次に移りたいと思えます。

③と④につきましては一括し、子ども発達支援事業、子ども発達センターについてということで質問をいたします。一人一人に対応した教材等の整備や新しい指導方法等への調査研究というのはどのようになっていますでしょうか。

◎健康福祉部長(高橋定一) 子ども発達センターでは、こども脳機能バランサーを利用し、指導しております。今後も新しい指導法については、研修等に参加し、情報収集に努めてまいりたいと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) こども脳機能バランサーといいまして、多くの関係機関が利用している人気のソフトだそうです。ゲーム形式で子どもの言葉や注意力、空間認識力など総合的な発達が養えるようになっているようで、十分程度で発達障害の早期対応にも役立つというものだそうです。スクールカウンセラーの方が小学校1年生から中学校3年生までの対象の子どもにこれを半年間併用したところ、全員に不登校や問題行動などの改善が見られたと宣伝の言葉が載っておりました。

それでは、3番に移ります。子ども発達センター事業は、就学前の子どもが対象となっております。小学校に入学後、せっかくこれまで療育を行っていたものが途切れてしまうという声があります。途切れることなく専門的な療育支援が受けられないかとの声が大きいです。教育部門では、医療との連携を模索してはどうかと申し上げましたが、このセンター事業としては、福祉と教育の連携で小学校入学後も専門士の補助の派遣事業などを行っていく方向性を検討すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

◎健康福祉部長(高橋定一) それでは、福祉の観点から、福祉と教育の連携部分についてということでお答えさせていただきます。

先ほどの答弁でもございましたように、印西市の特別支援教育におきましては、教育委員会が

発達障害を含めた障害のある児童生徒に対しまして、望ましい教育的対応や指導について専門的な意見の提示や助言を行うことを目的として専門家チームが組織されております。子ども発達センターからは、言語聴覚士が療育関係者として委員となり、必要に応じて巡回をしたり、助言し、連携を図っているところでございます。

また、昨年4月の法律改正に伴いまして、障害児支援が児童福祉法に根拠規定が一本化された際に、事業の見直し、再編によりまして障害児支援の強化を図るため、保育所訪問支援事業等が新たに創設されたところでございます。内容といたしましては、障害のある子どもと障害のない子どもがともに過ごせるよう、保育所等に通う障害児に対する支援を充実するため、障害児施設の職員等が保育所等を訪問し、集団生活へ適応できるよう、専門的支援を行うものでございます。訪問先の範囲といたしましては、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、特別支援学校など集団生活を営む施設として認めたものとなっております。

なお、これまでの実績といたしましては、小学生4名の障害児が支給決定を受けているところでございます。

以上です。

◆1番(浅沼美弥子) 切れ目ない支援をやっぱり皆さんは求めております。今後も専門的な療育支援体制の整備は充実させていっていただきたいと思っております。

次、(2)の乳幼児に対する相談、健康診査の充実について、①と②は関連がありますので、質問がちよっと戻るような感じになりますけれども、ご了承いただきたいと思っております。①、育児支援家庭訪問事業の再質です。県から今回権限移譲されます未熟児育児指導について、どのように取り組むのか計画を伺います。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

未熟児訪問指導は、生後2,000グラム以下で未熟児養育医療対象となる児及び保護者に対して行うものでございますが、当市におきましては、これまでも印旛保健所の保健師とともに同行訪問をさせていただきながら、市が行う各種乳幼児健診、予防接種等の情報提供を行ってまいりました。平成25年度からは、権限移譲によりまして未熟児訪問指導を引き継ぎ、実施していく予定でございますが、これまでの経験を踏まえまして、未熟児養育医療の円滑な利用や養育に必要なサービスの紹介、また保護者への心理的な支援について積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、②の健康診査についてです。昨年9月、愛知県で4歳の女の子が十分な食事も与えられず放置され、亡くなりました。体重8キロ、4歳児平均体重の半分しかない状態でした。同時に保護された7歳の長男は、体の衰弱は見られないものの、おむつをつけており、先天性の病の治療もせず、言葉のおくれも見られ、保育園、幼稚園、小学校にも通っておらず、日常的育児放棄が行われていたことが疑われました。女兒は2008年に1カ月健診を受けましたが、その後3回の健診は未受診です。その都度担当職員が訪問していましたが、会えずに所在不明と判断しました。一方、長男も入学前健診を受けなかったため、学区の小学校在3、4回訪問しました。しかし、誰も住んでいなかったことから所在不明とし、教育委員会に報告がされておりました。

ところが、両親は2人の子どもの児童手当や子ども手当を2008年10月から受給しておりまし

た。受け取るには現況届に保険証を添えての申請が必要です。保険証には保護者の勤務先が記されているため、転居先を確認するすべはあったはずですが。印西市でいいますと健康増進課、子育て支援課、教育委員会との情報共有がない縦割り行政の弊害が浮かび上がってきております。

この事件の後も同じような事件が続けざまに起こっております。児童虐待の被害者が一様に健康診査に来ていない、また予防接種などを受けていないなどの事実をどのように捉えているか、この問題は以前にも取り上げさせていただきました。印西市の問題として、予防的対策は検討されたのか伺いたいと思います。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

児童虐待の被害者が公的な乳幼児健診を受診していないということにつきましては、市としても大変重く受けとめております。日々実施しております母子保健事業におきましては、虐待の発生予防を念頭に取り組んでいるところでございます。児童虐待の予防策といたしましては、保護者への地区担当保健師の訪問のほか、相談、健診等の機会があるごとに当市の子育て支援センターや児童館、家庭児童相談室をご案内しまして、1人で育児を抱え込まないよう、常に支援することを心がけております。また、庁内では子育て支援課主催の虐待ネットワーク会議におきまして、定期的に継続的にケース検討を行いながら、連絡調整を図っているところでございます。

◆1番(浅沼美弥子) 健康診査の受診率については、何名中何名が受けて何%ということがもうずっと以前から表になってぴっちり出てきております。その数とかという、パーセントとかということではなく、未受診者個人ごとに着目した調査というのはしておりますでしょうか。例えば4カ月、1歳半、2歳、3歳児健診、複数回あるいは全て未受診となっている家庭に対する対応というのはどのようになされているのか伺います。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

各健診の未受診者ということでございますけれども、訪問や電話等で緊急把握ができない場合につきましては、安否確認ができるまでということで追跡調査を行っております。例えば予防接種実施状況の医療機関との連携、また保育園や幼稚園の入園状況、児童手当の申請状況など広く情報を集めまして、各関係機関との連携を図りながら、受診者の追跡と子どもの安全確保に努めております。

◆1番(浅沼美弥子) 健康増進課が健康診査のほうは担当しているわけですがけれども、子育て支援課との連携はしているということでよろしいのですよね。

◎健康福祉部長(高橋定一) 今の答弁でも申し上げましたけれども、各種手当がございます。子育て支援課といたしましては、中学生以下の児童に対しましては児童手当の給付と子ども医療費の助成制度というものがございますので、毎年現況届等の提出が必要となりますので、健診等受診されていない方に対しましては、聞き取り調査を十分に行うとともに、必要があれば警察等と連携し、対応してまいりたいというように考えております。

◆1番(浅沼美弥子) (3)に行きます。児童生徒の健康づくりと心のケアの推進について、①、スクールカウンセラー等専門職の活用についてです。スクールカウンセラーの方が家庭訪問実施をされているとの答弁でした。対象者家庭数と訪問回数の実績をお願いします。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

本年度2月末現在で家庭訪問を実施したスクールカウンセラーは4名でございます。6家庭に対

して延べ 20 回の訪問を実施した実績がございます。内容といたしましては、ほとんどが不登校に関する相談でございます。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) カウンセラー配置の評価については、これまでも教育委員会の答弁にありますように、大きな役割を果たしていると認識をされておりますが、国のほうでは 25 年度の予算案ではいじめ対策総合推進事業ということで大きなお金 47 億 6,400 万円が充てられております。このうち、いじめの早期発見と対応のために 36 億 3,600 万円を充てまして、児童生徒の心のケアを担うスクールカウンセラーを全ての公立の中学校と小学校の7割に配置をする対策を拡充する予定となっております。印西市も小学校にスクールカウンセラーの配置を推進する考えはないか伺います。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

不登校、いじめ問題など児童生徒のさまざまな心にかかわる問題は低年齢化してきております。小学校におきましてもスクールカウンセラーの役割、効果は大変大きいと認識しておりますことから、小学校における配置につきましても県に要望をしているところでございます。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) スクールカウンセラーを活用して、全中学校で教員のカウンセリング能力の向上を図るための研修が行われているようですけれども、今後カウンセラーを利用した児童生徒の悩みやストレスの対処法などの教育プログラムを導入していく考えはないか伺います。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

各中学校においては、スクールカウンセラーを積極的に活用して、教育相談の研修を実施し、教職員のカウンセリング能力の向上を図っております。今後もスクールカウンセラーと教職員が協力をして、児童生徒の心の問題に対応する体制づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 今の答弁は、先生に対しての研修ということなのですが、私が申し上げたのは子どもたちへの教育なのです。物事というのは、一つの物事に対して人間というのはいろいろな考え方があって、どう物事を捉えるかによって、暗くもなったり明るくもなったりするわけですね、心が。そういった認知行動療法みたいなもの、そういったものを活用して子どもたちの教育に役立ててはどうかというところで質問させていただいたわけでございます。

それでは、次に②に移ります。情報提供、思春期保健教育等教育部門と福祉部門との連携ということで、思春期保健教育なのでございますけれども、児童虐待やネグレクトなど何かしらの問題が起きたときや医療ケアの必要な児童に対して、関係機関との連携についてご答弁を最初のときにいただきました。再質問です。思春期保健教育、性と健康ということなのですが、学校等における取り組み状況とその際にどのような点に留意し、指導を現在しているのか伺いたいと思います。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

性や健康に関する学習につきましても、小学校においては体育の授業の保健の時間に、そして中学校においては保健体育の時間で学習をしております。指導の際は、学習内容に応じて担任と養護教諭がチームティーチングで授業を行ったり、必要に応じて学校医や市保健センターの保

健師の協力を得たりしながら、効果的な指導に努めているところでございます。思春期の保健教育を進めるに当たっては、学校として系統的な指導計画を立案し、児童生徒の発達段階に応じた適切な指導を行うことが大切であると考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 印西市には新しい産婦人科の病院が最近で2件開業しました。そこで、今後産婦人科医、保健師、助産師など専門家等の協力を得て、指導体制の充実を図ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

◎教育長(大木弘) お答えいたします。

地域医療との連携は虐待やネグレクト等への対応に必要不可欠であり、また保健師、助産師等の専門知識や経験も大変重要な支援となってきました。現在関係各課と連携した対応を進めているところでございますが、今後も地域の医療関係との情報共有化を図り、指導体制の一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) それでは、この分野での市当局の取り組みの状況はいかがかと思ひまして、何点かお伺いしたいと思ひます。

出前講座にも1つだけ関連のメニューがあるようでしたが、一回も開催されていないということでお聞きをいたしました。思春期保健教育における市の役割をどのように認識され、今後取り組んでいくのか伺いたいと思ひます。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

思春期の保健教育につきましては、すこやか親子21国民運動計画の課題としても位置づけられており、母子保健のかなめの一つであるというように認識しております。当市といたしましても健康増進計画、健康いんざい21の見直しを平成25年度中に行いますことから、その中で思春期の保健対策について位置づけてまいりたいと思ひます。

また、今ご指摘のありました出前講座におきまして、「考えよう！性の問題」というテーマでは利用がないことから、今後は内容や対象者について検討しながら、ニーズに合ったテーマを考えてまいりたいと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 赤ちゃんの健診時を利用して、中学生が最近核家族化が進んでおりますので、赤ちゃんが周りにいないということで、こういう健診時を利用して乳幼児とのふれあいを持つことで、母性や父性の意識の向上を図る取り組みというのがいろんな市で行われております。これを提案しておきたいと思ひます。いかがでしょうか。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

現在保健センターでは育児相談としまして、生後4カ月から5カ月児を対象に年30回、1歳6カ月児健診を年28回、3歳児健診、年30回を実施しており、各会場とも1回当たり25人から40人程度の来所者がございます。今お話のありました乳幼児と児童生徒が小さいころから母性、父性意識の向上を図るという目的を持ちまして、乳幼児、児童生徒のふれあいの機会を設けることは大変重要であると認識しております。その取り組みにつきましては、今後とも検討してまいりたいと考えております。



◆1番(浅沼美弥子) 思春期における本人及び保護者への健康相談や情報窓口発信については、どのようなものがあるのでしょうか。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

思春期に関する相談につきましては、特に特化した相談窓口というものはございませんけれども、各保健センターにおける健康相談、日々の電話、面接相談などで対応しているところがございます。そのほか、保健センターとして把握している情報といたしましては、思春期世代が抱える自分の体についての不安、月経のトラブル、性感染症の相談に対応しております日本家族計画協会、社団法人千葉県助産師会、また性的虐待、セクハラ等についての相談に応じておりますNPO法人全国シェルターネット、それから、性感染症に関する相談に応じている性の健康医学財団などがございます。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 今後の医療機関、大学、それから教育委員会、学校保健、警察等の連携のなかめとしては、その役割を果たすのは市としては健康増進課が担っていると考えますが、その認識について伺います。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

思春期の保健におきましては、大きく分けまして健康と性の問題、それから心の問題の2つがございます。どちらもご指摘どおり、単独で保健センターが対応できる問題ではございません。健康と性の問題に関しましては、人工妊娠中絶や性感染症、薬物乱用など取り組むべき課題があると認識しておりますので、市内の産婦人科、学校教育現場、警察と情報を共有しつつ、対応してまいりたいと考えております。

また、心の問題につきましては、思春期外来等を有する医療機関が全国的にも不足しており、専門的な対応がおくれがちでございますけれども、心の健康に関しましては、スクールカウンセラー等を設置している教育現場と必要に応じた連携を図ってまいりたいと考えております。

◆1番(浅沼美弥子) 公明クラブが以前にも取り上げましたデートDVとかその対策、デートDV対策、また公明党が推進しました薬物乱用防止キャラバンカー等の活用等、今後ぜひ推進、活用していただきたいと思えます。

4の障害者施策について移ります。(1)、障害者優先調達推進法への対応の再質問です。この法律によりまして、市には物品の調達目標を定めました調達方針を策定し、公表し、調達を実施し、また実績を取りまとめて公表するということが求められているとのことでした。そうなりますと、出先機関や関係施設等も含めた全庁的な取り組み、また関係団体との連携も必要となってくると思いますが、その点について伺います。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

障害者の視点ということで私どものほうからお答えさせていただきますが、この法律の施行に伴いまして、市としての調達方針の策定、調達の実施、実績の取りまとめ及び公表を行うほか、公契約に係る障害者の就業を促進するための措置等を講ずるものとされており、契約に関する規則の整備や各部署における調達可能なものの検討が今後必要になってくるものと考えております。

また、調達に当たりましては、現在のところ市内の事業所は限られておりますけれども、できる

限り需要の増進を図り、障害者の自立促進に寄与できるよう、関係課、協力して取り組んでまいりたいというように考えております。

◆1番(浅沼美弥子) (2)のおむつの給付事業について再質をいたします。

印西市のおむつの支給については、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業という国の制度によって実施され、印西市では支給対象は国の基準と同じとなっております。ご答弁のとおり、先天性の病気などによって3歳未満で重度障害になった場合に、月額1万2,000円のおむつ代が支給されています。この基準は実態に即していないし、格差が歴然だということが今回わかりました。例えば同じように3歳未満で障害になった場合でも、病名によっては該当しないこともあります。また、本当にこういう方いらしたのですが、印西市ではございませんが、中学生のとき心臓発作で心肺停止になった子どもが、命は取りとめましたけれども、その日から寝たきりの重度障害になってしまいました。この子には支給がされません。

また、現在印西市では、高齢者おむつの支給事業を市の単独事業として実施をしております。65歳以上、要介護2以上で常時おむつの使用が必要な人を対象に、毎月一定の枚数のおむつが支給されております。23年度実績で高齢者のおむつ支給の事業ですが、対象者が396名、決算額でいうと、1,238万円となっております。本年度はまだ途中ですが、1月末現在で対象者が429名に増加しています。恐らくこれで計算してみますと、決算額は1,340万円ぐらいの決算額になるでしょう。

一方、同じような障害の程度であるにもかかわらず、65歳未満の障がい者には一枚も支給されておられません。国の制度と市の制度とのすき間というか、谷間ができていないのでしょうか。実態に即していない、また制度間の格差もある、またそういった実態をよく把握して対応している自治体と、そうでない自治体と自治体間の格差も大きくなっていると思います。私ども会派に、障害を持った子どもを抱えた方からおむつの支給を求める切実な声が届いております。そのほかに、担当課にはこれまで市民からの同じような問い合わせもあったと伺っております。障がい者に冷たい印西市でいいのでしょうか。実態を調査していただいて、早急に改善すべきと考えますが、いかがでしょうか。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

障害者の日常生活用具給付制度の紙おむつ支給につきましては、身体障害者の手帳を所持され、先ほど市長からお答えさせていただきました要件に該当する方を対象としております。また、介護保険における給付サービスにつきましては、介護保険制度のもとに要介護認定による区分により給付要件が定められておりますので、高齢者、障害者とはその対象となる基準は異なっているところがございます。議員ご指摘のように、制度の谷間にあるものと考えられますので、今後他市の状況等を調査いたしまして、検討してまいりたいというように考えております。

◆1番(浅沼美弥子) ぜひよろしくお願ひいたします。

今、日本は国連の障害者権利条約に署名しているのですが、その批准に向かって進んでいます。障害者施策の憲法と言われる障害者基本法の改正も平成23年にありました。この国連障害者権利条約の批准に向けた、今国内法をどんどん整備している状況です。これから障害者施策については、どんどん変わっていくだろうと思われまます。どちらかということ、日本の障害者施策については、世界からおくれているとも言われております。今後公明党では、国においては障害者差別禁

止法の制定などに国会のほうで取り組みますし、今後共生社会の流れを大きく前進させる先頭に立って働いてまいります。私たち地方におきましても現実に困っている障がい者の対策をでき得る限り前進させられるように、職員の皆さんとともにしっかり取り組まなければならないということを感じております。これからもしっかりと取り組みさせていただきますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

それでは、5番の市政情報の共有化の推進についての(2)のシティーセールスの推進、再質問します。現在の取り組み状況、また今後どのように取り組みを進めていくのか伺います。

◎企画財政部長(高島一郎) お答えいたします。

シティーセールスの推進に向けた取り組みといたしましては、現在行っておりますマスコットキャラクターやホームページによるPRもそのうちの一つでございますが、本年1月、県内の先進自治体と言われている流山市を視察いたしまして、市報や課題について教授をいただいております。

また、今後の取り組みにつきましては、他自治体の事例等を研究してまいりたいと考えております。取り組みに当たりましては、目標を明確にし、全庁的な共通認識のもと、進めていくことが大切であると、このように考えております。

以上でございます。

◆1番(浅沼美弥子) 6の環境施策についての(2)の低公害車の導入促進等につきましては、また後日、橋本議員のほうからいろいろと質問があるかと思っておりますので、今日は時間の関係でやめます。

7の命のボランティア(骨髄ドナー)助成制度の創設についてに移ります。ドナーが移植手術のために入院する場合、子育てや介護への支援を配慮できないか伺います。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

先ほど市長の答弁で申し上げましたけれども、まずは骨髄ドナー助成制度についての必要性ということにつきまして、先進地事例を参考に検証してまいりたいというように考えております。その中で、子育てや介護への支援施策についても同様に検証してまいりたいというように考えております。

以上です。

◆1番(浅沼美弥子) いろんな子育て施策や介護の支援をした場合に、サービス料なんかを無料にしてあげたり、そういうこともできるのではないかと思います。

それでは、職員がドナーとして提供者となった場合、休暇についてはどのように対応しておりますか。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

常勤の職員及び非常勤職員が骨髄ドナーの提供者となった場合には、職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び印西市一般職の臨時職員等の勤務条件に関する規則の規定に基づきまして、特別休暇を付与することができるようになっております。

◆1番(浅沼美弥子) ドナーになるというのは、意外に高いハードルなのですね。私、今回わかりました。私も質問するからにはドナーになろうと思ったのですが、年齢でだめでした。それに薬飲んでいたりとか、あと手術歴とかいろいろありまして、本当に健康な人ではないとなれません。若くな

いと、なれません。骨髄移植というのは骨をあげることなのと勘違いされていたときから比べますと、世間的な理解も進みましたが、移植を推進し、一人でも多くの命を救っていくためには、なお一層の市民の理解が必要だと思えます。造血幹細胞移植推進法第10条では、国とともに地方公共団体も理解を深めるための必要な施策を講じるものとするのとあります。今後の取り組みについてお伺いをします。

最後に、会派を代表して一言感謝申し上げます。この3月で退職されます職員の皆様、長い間、ご公務大変にお疲れさまでした。今後の人生、健康で、そして幸多かれと心からお祈り申し上げます、公明クラブ会派代表質問を終わります。

◎健康福祉部長(高橋定一) お答えいたします。

今年齢のこともございましたけれども、このご質問をいただきまして、私も自分が対象にはならないということを正直わかりました。そういったことも踏まえまして、骨髄バンク登録に関する内容につきまして、今後広報、ホームページ等に掲載しますとともに、健康づくり事業などにさまざまな機会捉えて、広く市民へ知識の普及を図りたいと考えております。

以上でございます。

○議長(金丸和史) これで公明クラブの会派代表質問を終わります。